

## 那覇市立小中学校 AI ドリルシステム導入業務に係る 公募型プロポーザル募集要領

那覇市立小中学校 AI ドリルシステム導入業務に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

### 1 業務概要

#### (1) 件名

那覇市立小中学校 AI ドリルシステム導入業務

#### (2) 業務の目的

本市立小学校（36 校）及び中学校（若夏分校含めた 18 校）の児童生徒個々の習熟度に合わせた学習を可能にし、自分の能力を最大限に発揮できる個別最適な学びを推進することで、児童生徒の学習意欲及び学力の向上を図る。

#### (3) 業務内容

別紙「那覇市立小中学校 AI ドリルシステム導入業務仕様書」のとおり

#### (4) 履行期間 契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日

### 2 見積上限額 557,950,800 円（消費税及び地方消費税含む。）

### 3 プロポーザル方式の型式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

### 4 参加資格要件

プロポーザル方式に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 別紙「那覇市立小中学校 AI ドリルシステム導入業務仕様書」の要件を全て満たしていること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 参加しようとする法人及び役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び那覇市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。本市が警察署等に照会することについて承認できること。
- (4) プロポーザル参加申込書提出の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの間、本市から指名の停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は

民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされているものでないこと。

- （6）役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- （7）経営内容や業務実績等から本業務の業務を支障なく遂行できること。
- （8）市町村税、都道府県税及び国税を滞納していないこと。
- （9）過去 3 年間において、本業務と類似の契約実績があること。

## 5 優先交渉権者等決定までの流れ

- （1）参加希望者は、指定期日までに本市に参加申込みを行い、本市から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）がプロポーザルに参加できるものとする。
- （2）参加者は、本市に企画提案書等を提出したのち、優先交渉権者等の選定を受けるものとする。
- （3）本市は、選定の結果、評価が 1 位となった者を「優先交渉権者」、2 位となった者を「次点者」として選定し、期間を定めて優先交渉権者と契約締結に向けて、企画提案の内容をもとに契約条件等について協議を行うものとする。
- （4）上記（3）の期間内に本市と優先交渉権者との協議が整わない場合は、本市は次点者と協議を行うものとする。
- （5）優先交渉権者等の選定に関する日程については、「16 スケジュール」のとおりとする。

## 6 参加表明書等の提出

参加希望者は、参加証明書に関係書類を添えて次のとおり提出しなければならない。なお、参加資格要件を満たさない者はこのプロポーザルに参加することはできない。

### （1）提出書類

- ① プロポーザル参加証明書（様式 1）
- ② 誓約書（様式 2）
- ③ 会社概要書（様式 3）
- ④ 受託業務実績書（様式 4）
- ⑤ 事業者の印鑑登録証明書
- ⑥ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可）
- ⑦ 市町村の納税証明書（滞納のない証明書）
- ⑧ 国税の納税証明書（滞納のない証明書）
- ⑨ 直近過去 2 期分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書など）
- ⑩ システムの機能証明書（様式 8）
- ⑪ 協力連携事業者予定調書（様式 9）（メーカーと協力連携し参加する場合）

※⑥～⑧は、3 ヶ月以内に発行されたもの。

(2) 提出書類の作成方法

提出書類は、押印箇所全てに代表者印を押印した上で、A4 フラットファイルに編綴し、提出書類毎にタブを貼付すること。ファイル表面には、事業者名・タイトル等の記載・貼り付けは行わないこと。

(3) 提出部数 正本 1 部

(4) 提出期限・方法及び場所

提出期限：令和 8 年 1 月 21 日（水）午後 5 時必着

提出場所：那覇市教育委員会 学務課 学校支援室

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎 1-1-1（那覇市役所本庁舎 12 階）

提出方法：直接持参または郵送（電子メールや FAX によるものは受け付けない。）

(5) 参加資格審査結果通知

令和 8 年 1 月 23 日（金）付で参加表明書を提出した事業者宛通知する。

## 7 企画提案書等の提出

参加資格の認定を受けた事業者は、企画提案書を作成し関係書類を添えて次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書等届出書（様式 5）
- ② 企画提案書（様式任意）
- ③ 業務に係る見積書及び見積明細書

(2) 企画提案書の作成方法

提案書は表紙、各種様式を除いて 20 頁以内、横置・横書・上綴じとする。

(3) 提出部数

正本 1 部

副本 14 部（写しでも可）

(4) 提出期限・方法及び場所

提出期限：令和 8 年 1 月 29 日（木）午後 5 時必着

提出場所：那覇市教育委員会 学務課 学校支援室

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎 1-1-1（那覇市役所本庁舎 12 階）

提出方法：直接持参または郵送（電子メールや FAX によるものは受け付けない。）

## 8 質疑応答等

参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。

(1) 提出期限：令和 8 年 1 月 15 日（木）午後 5 時まで

(2) 提出書類：質問書（様式 7）

- (3) 提出場所：那覇市教育委員会 学務課 学校支援室
- (4) 提出方法：電子メール（E-mail : [johoshien@naha-okinawa.ed.jp](mailto:johoshien@naha-okinawa.ed.jp)）
- (5) 回答方法：令和8年1月19日（月）に那覇市ホームページに掲載する。

## 9 プレゼンテーションの実施

提案内容を確認するため、企画提案書に係るプレゼンテーションを次のとおり行う。

- (1) 日 時：令和8年2月3日（火）午後2時より順次開始予定。
- (2) 順 番：参加表明書の受付順とする。
- (3) 参 加 者：1事業者につき、3名までの現地参加を認める。  
オンライン参加も可。
- (4) 持ち時間：30分以内（提案説明20分以内、質疑応答10分以内）
- (5) 説明方法：企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととする。  
当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可。当日の内容変更は一切認められない。
- (6) その他：モニターのみ事務局にて用意する。  
その他プレゼンテーションに必要なものは持参すること。（モニター類の接続はHDMI端子のみ）

## 10 審査項目及び審査基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、評価基準に基づき審査及び評価を行う。

	審査項目	審査基準	配点
1	コンセプト	提案者のコンセプトと本市が提示する導入目的や利用イメージが合致しているか。	10
2	基本・機能要件	仕様書で提示した要件に合ったシステムであるか。	25
3	校務支援システムとの連携	名簿連携等により、校務系及び学習系の両データが管理しやすい仕組みとなっているか。	20
4	研修・活用支援	導入後の研修・活用支援体制が充実しているか。	15
5	追加提案	本市が提示する導入目的や利用イメージの実現に向け、仕様書で提示した要件を補完する有効な提案があるか。	15
6	業務実績	過去3年間以内の自治体・企業等での本業務類似する実績を有するか。	10

7	経費積算	業務実施にあたり、見積内容が予算内で、積算が適切になされているか	5
合計			100

## 11 優先交渉権者の決定

- (1) 各委員が提案者毎に評価点をつけ、その合計点が高い順に順位をつける。候補者の選定は、原則、順位を第1位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定するものとする。
- (2) (1)において、順位を第1位とした委員の数が同数の提案者が2者以上ある場合は、該当者の順位を第2位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定するものとする。
- (3) (2)において、順位を第2位とした委員の数が同数の提案者が2者以上ある場合は、該当者の順位を第1位とした委員の該当提案者に係る採点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。
- (4) 参加希望者が1者の場合は、本業務に係る公募型プロポーザル審査委員会の審査及び合意により優先交渉権者とする。
- (5) (1)～(4)にかかわらず、委員全員の合計点が平均60点に満たない場合は、優先交渉権者の対象から除くものとする。

## 12 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (3) 募集要領に定める方法以外で本市職員、審査委員等に対して本案件について接触を図り、接触した事実が認められた場合
- (4) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合

## 13 審査結果の通知・公表

- (1) 優先交渉権者を選定したときは、企画提案者全員に対し、次の事項を審査結果通知書により通知するものとする。
  - ① 優先交渉権者及び次点者
  - ② 優先交渉権者にあっては、今後の契約手続き
- (2) 審査結果の公表

優先交渉権者の選定後、優先交渉権者及び次点者名を本市ホームページにて公表するものとする。

## 14 契約締結に向けての協議

### (1) 企画提案の確定について

- ① 優先交渉権者選定後、契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定は、優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。
- ② 協議においては、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させができる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行う。

### (2) 協議の成立

- ① 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約に向けた手続きを進めるものとする。
- ② 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者と順次、協議を開始する。
- ③ 優先交渉権者として協議が成立したものを、以下「受託候補者」という。

### (3) 見積書の徴取について

- ① 企画提案書の項目に追加等を行った場合は、受託候補者から協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて徴取する。
- ② 見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積上限額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではない。

### (4) 契約締結にあたっての主な留意事項

- ① 本業務の受託経費の使途については、その根拠となる証憑を整理し、本業務の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- ② 本業務の再委託については、発注者の承認を要件とする。

## 15 契約に関する基本事項

契約保証金は那覇市契約規則第30条第1項第3号の規定により免除する。

## 16 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

(1) 公募開始日	令和8年1月8日（木）
(2) 質問受付期間	公募開始日～令和8年1月15日（木）
(3) 質問回答日	令和8年1月19日（月）
(4) 参加表明書等の提出期限	令和8年1月21日（水）
(5) 参加資格審査結果通知日	令和8年1月23日（金）
(6) 企画提案書等の提出期限	令和8年1月29日（木）

(7) プレゼンテーション	令和8年2月3日（火）
(8) 審査結果公表日	令和8年2月6日（金）
(9) 契約締結日（予定）	令和8年2月中旬

## 17 その他留意事項

- (1) 提案に使用する言語は日本語表記とする。
- (2) 本業務の提案に係る経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書の所有権は本市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (4) 提出された企画提案書の著作権は応募者に属し、本市が提案者に無断で他の目的に使用することはない。
- (5) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (6) 本件業務の実施にあたり、収集した個人情報等については、適切な管理のもとで取り扱い、本件業務の目的以外では使用しないこと。
- (7) 那覇市役所地下駐車場は有料となっており、本件に関する来庁について無料券の発行はしない。

## 18 問い合わせ先

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎12階  
那覇市教育委員会 学校教育部 学務課 学校支援室  
電話：098-917-2106  
メール：[johoshien@naha-okinawa.ed.jp](mailto:johoshien@naha-okinawa.ed.jp)